

湿地の経済価値評価の基本方針（案）

1. 基本的な考え方

- ・ある程度の信頼性を確保しつつも、出来るだけ分かりやすく、様々な主体が活用しやすい評価結果とすることを旨とする。

2. 評価する湿地タイプ及び範囲

- ・本検討会では湿地のうち、面積が把握でき、かつ、価値評価の事例がある「湿原」及び「干潟」を対象とする。
- ・個別の湿原・干潟ではなく、全国の湿原・干潟の価値を算出。
- ・湿原・干潟の面積は、「湖沼湿原調査（国土地理院、平成 12 年）」、「第 5 回自然環境保全基礎調査海辺調査（環境庁、平成 10 年）」の使用を想定。

関連資料 ▶ 資料 4、参考資料 2

★論点

- ・「湿原」及び「干潟」の分類は適切か。
- ・面積の算出に用いるデータは適切か。

3. 評価手法について

- ・湿原、干潟が有する生態系サービスを整理し、それぞれの生態系サービス毎に単位面積当たりの経済価値を算出し、全国の面積で乗ずることにより全国的な評価額を算出する。
- ・基本的には新たな調査・研究は実施せず、既存の経済評価事例等を引用し全国的な価値評価に応用することを想定。
- ・生態系サービスが定量化されている場合には、適切な代替財を設定して経済価値評価する（代替法）。
- ・並行して表明選好法（CVMを想定）による評価を実施する予定であり、本検討会でシナリオ案を検討する。
- ・評価が困難な生態系サービスについては、評価にあたっての課題を整理する。

関連資料 ▶ 資料 5、資料 6、参考資料 3、参考資料 4

★論点

- ・ 地域、湿地の状況等により生態系のもたらすサービスの質と量は異なるが、どこまで一般化して全国評価に適用して構わないか。
- ・ 代替法を用いる場合に適切な代替財が存在するか。
- ・ 仮想評価法（CVM）やトラベルコスト法（TCM）による評価額は、どのように単位面積当たりの評価額を算出すればよいか。
- ・ 非利用価値である生物多様性保全の価値を評価対象に含めるか。
- ・ 生態系の攪乱が懸念される外来種が、漁業資源価値やレクリエーション価値を有する場合はどう評価するか。（東京湾のホンビノスガイなど）

4. 評価結果のイメージ

- ・ 下記のような表により生態系サービス毎の単位面積あたりの経済価値を整理し、合計額に面積を乗じて算出した値を日本全国の湿地（湿原及び干潟）の価値として公表することを想定。
- ・ ただし、今回評価した結果は湿地が有する多様な生態系サービスのほんの一部であることを強調。

■評価結果のイメージ

生態系サービス		湿原の価値 (円/ha)	干潟の価値 (円/ha)
供給サービス	食料	〇〇	〇〇
	原材料	〇〇	〇〇
調整サービス	炭素固定	〇〇	〇〇
	災害防止	〇〇	〇〇
	水源涵養	〇〇	〇〇
生息・生育地サービス	生物多様性保全	〇〇	〇〇
文化的サービス	景観	〇〇	〇〇
	レクリエーション	〇〇	〇〇
計		□□	△△

→上記の結果をもとに日本全国の価値を算出

- ・ 日本全国の湿原の価値 = □□ × (面積) = ■■億円
- ・ 日本全国の干潟の価値 = △△ × (面積) = ▲▲億円

関連資料

資料 5、参考資料 4、参考資料 5

5. 評価結果の活用

- ・国民をはじめとする様々な主体に対し湿地の重要性を伝え、湿地の価値を過小評価した開発等が進まないよう、適切な意思決定を行うための基礎的な資料として活用。
- ・単位面積当たりの評価額を算出することにより、既存の評価事例がない地域において、対象とする湿地の価値を概算することを可能とする。
- ・各地域において、今回用いた手法を参考に独自の評価が促進されることが期待される。

関連資料 ▶ 参考資料 1